



3 參考資料

学校安全の取組（学校安全計画や危機管理マニュアルの見直し、安全点検の実施及び避難訓練を含む安全教育等）を推進する際に参考となる主な資料等

	資料等	主な内容	備考
全体に関すること	学校事故対応に関する指針(平成28年3月)	学校管理下における死亡事故や重篤な事故が起きた際の対応の指針。	本冊子に全文を掲載
	「生きる力」を育む学校での安全教育(平成31年3月)	新学習指導要領及び第2次学校安全の推進に関する計画に対応した学校安全資料。安全教育、安全管理、組織活動等具体的に掲載。自校の学校安全計画を見直す際に参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル作成の手引き(平成30年2月)	学校防災マニュアル(地震、津波被害:平成24年3月)を受け、他の危機事象(交通事故、不審者事案等)についても掲載。	
	「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理(令和2年3月)	学校事故対応に関する指針に基づいて、文部科学省に提出された詳細調査報告書について横断的に整理したもの。具体的な対応事例から、学校事故の対応について検討する際の参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン(令和3年6月)	学校で危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点(チェックリストや考え方)が掲載。自校の危機管理マニュアルを見直す際に参考となる資料。	本冊子にQRコード付き文書掲載
	第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月)	令和4～8年度における学校安全に関する基本的な方向と具体的な方策について示した計画。	本冊子に全文を掲載

<p>災害安全 に関する こと</p>	<p>自然災害に対する 学校防災体制の強 化及び実践的な防 災教育の推進につ いて(令和元年12 月5日)</p>	<p>東日本大震災の津波被害に係る 大川小学校事故訴訟に関して、校長 等や教育委員会に過失があったと して自治体に損害賠償を命じた控 訴審の判決内容が確定したこと等 を受け発出された文書。 学校保健安全法、水防法等に基づ き、学校における取組、設置者にお ける取組を具体的に掲載。</p>	
<p>交通安全 に関する こと</p>	<p>通学路の交通安全 の確保に向けた着 実かつ効果的な取 組の推進について (平成25年12 月6日)</p>	<p>平成24年4～5月にかけて京 都府亀岡市などで登校中の児童生 徒が巻き込まれる事故が相次いで 発生したことを受け、以下の通学路 の安全確保に関する取組を実施す るよう求められた。 ・地域ごとに通学路の交通安全の 確保に向けた取組の基本的方針を 策定。</p>	
<p>生活安全 に関する こと</p>	<p>登下校時における 児童生徒等の安全 確保の充実につい て(平成30年8月 9日)</p>	<p>平成30年5月、新潟市において 下校中の児童が殺害される事件を 受け、「登下校防犯プラン」を策定。 本通知は標記プランを実施する際 の留意事項を掲載。</p>	
	<p>幼児児童生徒の安 全確保に関する指 針(再改定版)(令 和2年12月)</p>	<p>平成19年に改訂が行われた本 指針について、令和2年12月に再 改定されたもの。 学校の設置、又は管理する者が児 童生徒の安全確保をするための具 体的な方策等が示される。</p>	

◇「学校安全×文部科学省」(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)には、上記資料をはじめ、学校安全に関する文部科学省等の取組や通知文、これまでに作成した資料などが掲載されている。

第3次学校安全の推進に関する計画

令和4年3月25日

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

目次

はじめに	1
I 総論	2
1. これまでの取組と課題	2
2. 施策の基本的な方向性	3
II 学校安全を推進するための方策	4
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	4
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	
(4) 学校における人的体制の整備	
(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	
(6) 教員養成における学校安全の学修の充実	
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	9
(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	
3. 学校における安全に関する教育の充実	11
(1) 安全教育に係る時間の確保	
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	
(3) 学校における教育手法の改善	
(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	
(5) 現代的課題への対応	
4. 学校における安全管理の取組の充実	17
(1) 学校における安全点検	
(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	20
(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	
(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	
(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進	
(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒等が集い、人と人の触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようなことが求められる。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を表現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要である。

言うまでもなく安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある。

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進するべきである。

1 総論

学校安全の活動は、「生活安全」¹、「交通安全」²、「災害安全」³の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

1. これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

平成20年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法が成立し、国は、平成24年度からの5年間で計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」(以下、「第1次計画」という。)、平成29年度からの5年間で計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」(以下、「第2次計画」という。))を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画の計画期間(平成24年度から平成28年度)中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じて実践的な安全教育が推進されとともに、自然災害による被害を防ぐために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された。また、教育活動中の事故防止や不審者侵入等に対応した危機管理マニュアル及び防犯設備の整備と訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進された。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められた。

第2次計画の計画期間中(平成29年度から令和3年度)には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら、学校安全を推進することとした。安全教育では、学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント⁵の確立を通して、系統的・体系的で実践的な安全教育を推進することとされた。また、安全管

¹ 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

² 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

³ 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

⁴ 昭和33年法律第56号

⁵ 学習指導要領においては、各学校において児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保することともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めるものとしている。

理においては、定期的な学校施設・設備の安全点検、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実を図った。さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働が一層推進された。

(2) 第3次学校安全の推進に関する計画策定に向けた課題

一方、令和4年度からの5年間で計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」(以下、「第3次計画」という。))の策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追いついていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分のため十分に進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組まなければならない。

また、児童生徒等の通学時に発生する事件・事故など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生している。過去の悲しい事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さないためにも、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められる。教育行政の関係者はもちろんのこと、児童生徒等が被害を受ける事件・事故・災害を減らすための地域による努力が必要であり、国、地方公共団体、学校設置者のみならず、警察・消防、気象台等の関係機関、PTA・自治会、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進めていかなければならない。

これまで行われてきた安全教育、安全管理、組織活動の取組により、学校の教職員が事件・事故の発生に備えた訓練や研修の成果を活かし、児童生徒等に対する被害を未然に防ぐ行動をとれたケースも存在する。全国的に学校安全の取組の質の向上を図る重要性・必要性は今後も変わることはなく、引き続き、国は、地方公共団体や学校設置者と連携・協力の下、各学校が学校安全に取り組みやすくなるよう支援していくことが必要である。

2. 施策の基本的な方向性

これまでの取組や課題を踏まえ、第3次計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は以下のとおりとする。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

（目指す姿）

基本的な方向性に基づき、Ⅱに掲げる施策を実施することにより、第3次計画の計画期間において目指す姿は以下のとおりとする。

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

< 主要指標 >

- ・ 学校管理下での重大事故件数
- ・ 学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実に具体的取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るとする。

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全管理・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会

を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

国は、学校設置者等との連携を図り、各学校における取組の状況を把握するとともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。

< 主要指標 >

- ・ 学校安全を学校経営に位置付けている学校数
- ・ 学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）
- ・ 学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数

(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

全ての学校において、学校安全計画⁶を策定し、これを実施しなければならぬとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている⁷。

第1次計画及び第2次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第3次計画期間においては、セーフティプロモーションスクール⁸の考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を目指す。国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDCAサイクルを確立することができるよう、好事例⁹等を収集・発信する。

< 主要指標 >

- ・ 学校安全計画の策定状況
- ・ 学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況

⁶ 学校保健安全法第27条

⁷ 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条～第24条

⁸ 学校安全に関する指標（組織、方策、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とSPDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による多面的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認定する取組

⁹ 例えば、学校内でのケガの発生状況のデータから、発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などを分析し、予防のための目標や計画を立て、保護者等も参加する安全点検や児童生徒等の主体的な安全教育等を実践し、明確な根拠に基づいた評価を行い、取組体制や学校安全計画の見直しを図る事例などが考えられる。

- ・学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校教

(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒等や教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめとして様々な危機事象が起こり得ることを想定して作成される必要がある。また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係府省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

< 主要指標 >

- ・危機管理マニュアルの策定状況
- ・各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
- ・災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域¹⁰・土砂災害警戒区域¹¹・津波災害警戒区域¹²等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況
- ・事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況

(4) 学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する

¹⁰ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川等について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される洪水浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第198号）第14条第1項及び第2項関係）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設から河川その他の水域若しくは海浜に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2第1項及び第2項関係）、都道府県知事が指定した海岸等について、想定最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に、浸水が想定される高潮浸水想定区域（水防法第14条の3第1項関係）

¹¹ 土砂災害を防止するために警戒区域を特に整備すべき土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項関係）

¹² 津波による人的災害を防止するために警戒区域を特に整備すべき土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第128号）第53条第1項関係）

管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となつた教職員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。こうした取組も参考として、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を全国的に高める必要がある。

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。また、学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

< 主要指標 >

- ・校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）が位置付けられている学校の割合
- ・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制

(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。児童生徒等の安全の確保のため、校長の役割は大きく、全国的な学校安全の質の向上に向けては、前述の学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。その際、国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが実効的に行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全eラーニング」を適時更新する。

学校においては、教職員支援機構の校内研修向け動画教材、「教職員のための学校安全eラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

< 主要指標 >

- ・校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制
- ・危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況

(6) 教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うことを深く理解する。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス¹³や権威勾配¹⁴などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でのどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)¹⁵を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じて学校安全の学修の充実を推進する。

<主要指標>

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱い状況(学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等)
- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)の実施状況

¹³ 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

¹⁴ 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ペテランと新人の組み合わせで、ペテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる(又は、急すぎる)」という。逆に、上長と部下との関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な判断をできず、「権威勾配が弱すぎる(又は、緩すぎる)」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。(「大川小学校事故検証報告書(平成26年2月)より」)

¹⁵ 一次救命処置(Basic Life Support)は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED(自動体外式除動器)を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法(気道異物除去法)も一次救命処置に含まれる。

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(1) 家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動¹⁶などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実を図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効果的に継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

<主要指標>

- ・地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数
- ・学校安全に関するPTAの参画状況(安全点検、登下校時の見守り活動等)

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

①通学時の安全対策の推進

通学時(通園時を含む)の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安

¹⁶ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。
通学路の交通安全の確保に向けた取組として、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等における、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針(通学路交通安全プログラムの策定や、それに基づく取組を継続して行うための関係者による体制の構築等を推進している。

通学中の児童生徒等が重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、令和3年に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に応じた効果的な対策を関係機関が連携して実施し、児童生徒等の安全な通行を確保するための道路交通環境を整備する。国は、これらの対策状況のフォローアップを関係府省庁が連携して実施する。

また、通学路に隣接する家屋等の倒壊の危険性への対処など、道路管理者や管轄警察署と連携した対策では解決することが困難な通学路の危険箇所が存在していること等から、国は、各地域の通学路の安全に係る取組、交通安全の確保に関する推進体制や通学路交通安全プログラムの状況等について実態を把握し、効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進する。

これらの取組とともに、発達段階に応じて、児童生徒等が通学中の様々な状況に対応する力を身に付けることも重要である。特に、自転車利用時において児童生徒等が事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取組むことが必要である。国は、児童生徒等が通学時においても自転車を安全に利用することや、自ら危険を予測し、回避できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育の手法の普及を図る。

防犯の観点からの通学時の子供の安全確保については、国は、登下校防犯プラン17に掲げる各施策を引き続き実施する¹⁸。

<主要指標>

- ・市町村通学路交通安全プログラムの策定状況
- ・各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況

②防犯対策における取組

近年増加傾向にあるSNSに起因する児童生徒等への被害への対策として、国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

¹⁷ 「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)

¹⁸ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針〜こどもまんなか社会を目指すこと」も家庭庁の創設〜(令和3年12月21日閣議決定)においては、令和5年度までの限り早い時期に「こども家庭庁」を創設し、同庁において内閣官庁からの移管を受け、登下校の安全や犯罪からこどもを守る取組を進めることとされている。

律¹⁹」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的計画(第5次)」に基づき、関係府省庁が協力しながら、平成29年法改正を踏まえたフィードバックの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進する²⁰。また、痴漢等の性被害対策については、国は、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発活動等を実施することにより、性暴力の予防啓発や周りからの声掛けの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図るなど、被害の根絶に向けた取組を促進する。

③災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営²¹を図るためには、避難所の運営主体となる市町村の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織(自主防災組織等)などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。

特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について協議し、共通認識を構築することが望ましい。

市町村の防災担当部局は、市町村立学校とは運営主体の異なる国立・私立学校や都道府県立学校との連携が図られるよう留意する。

また、特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。

国は、学校における取組状況を把握した上で、関係府省庁が連携し、災害発生時の避難所の円滑な開設・運営が行われるよう必要な対策を行う。

<主要指標>

- ・地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合

3. 学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事

¹⁹ 平成20年法律第79条

²⁰ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針〜こどもまんなか社会を目指すこと」も家庭庁の創設〜(令和3年12月21日閣議決定)においては、こども家庭庁が内閣府からの移管を受け、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を担うこととされている。

²¹ 大規模災害の発生時に係る学校の教職員の一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒等の安全確認と学校教育活動の早期正常化に取り組みることであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものである。(平成29年1月20日文部科学省初等中等教育局長通知)

項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進するべきである。

(1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いつどこで暮らしても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。

安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間を設定することを推進する取組も見られている。

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

<主要指標>

- ・学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

(防災教育の重要性・必要性)

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備え

は、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通して教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、防災教育についても、地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震等を伴うことを訓練で再現しているか、高確率で停電が発生することを想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの渦中など校庭に集合することが合理的ではない場合を想定して訓練を行っているかなど、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるようにするため、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として避難訓練を位置付け、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る課題解決の学習の流れとなるよう意図的計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

²⁰ よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図ること。

さらに、防災分野におけるデジタルを活用した取組が進められており、これまでに専門機関や関係機関の見解を活かした防災教育を進められる可能性がある。

(防災教育に係る取組)

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。

また、国は、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る。

さらに、学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たっての注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるトランシーバーなど災害発生時を想定した環境整備に努める。

国は、実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。

地方公共団体は、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

<主要指標>

- ・ 実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）
- ・ 地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）に応じた安全教育の実施
- ・ 地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施（消防団との連携、避難所設営訓練など）

(3) 学校における教育手法の改善

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、安全教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教

育プログラムの活用など、様々な教育資源を活用することが重要である。

国は、モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、児童生徒等が参加する安全点検など）の開発・普及を行うことにより、各学校や地方公共団体ににおける取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられる。このため、国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。

先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につながる仕組みを構築することに留意する。

各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組み。

また、安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

<主要指標>

- ・ デジタル技術を活用した安全教育の実施状況

(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

遊びや生活を通じた総合的な指導を行う幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につながる点からも重要であることから、幼児期から発達段階に応じた安全教育の取組の充実を図る。国は、関係府省庁が連携し、幼児期における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

また、特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学校等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

(5) 現代的課題への対応

中央教育審議会答申²⁴においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律²⁵の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのママスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。

さらに、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。

なお、GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等にID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバ一防犯に係るポランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

< 主要指標 >

- ・ SNSに関する安全教育の実施状況
- ・ 性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況
- ・ SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

① 学校における安全点検に関する手法の改善

学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている²⁶。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている²⁷。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

< 主要指標 >

- ・ 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

② 学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている²⁸。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体

²⁶ 学校保健安全法施行規則第28条第1項
²⁷ 学校保健安全法施行規則第29条
²⁸ 学校保健安全法第28条

²⁴ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月21日）
²⁵ 令和3年法律第57号

制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

- ・ 専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

公立小中学校施設の約8割が築25年以上であり、安全面・機能面の不具合が生ずるなど、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図る。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を併せて検討することが求められる。また、国立学校等施設についても、約6割が築25年以上と老朽化が進んでいるため、公立学校と同様に老朽化対策を推進する。

国は、学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る事例集や手引書等の作成・普及に努めるとともに、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援する。

国立及び公立学校施設における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策はおおむね完了しているが、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策は未だ十分に進んでいない。国及び学校設置者は、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。

私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域治水の取組も踏まえつつ、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時に、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、国及び学校設置者は、職員室、特別教室や体育館の

空調、洋式トイレ、バリアフリー化²⁹、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。また、これらを学校における避難訓練など実践的な防災教育に活かしていくことも重要である。

学校設置者においては、学校施設の安全確保に取り組みに当たり、技術的ノウハウの不足等の課題も抱えている。このため、国は、首長部局との連携による体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。

<主要指標>

- ・ 学校施設における老朽化対策実施率（公立・国立）
- ・ 学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立・国立）
- ・ 学校施設における構造体の耐震化率（私立）

(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ぐとすると関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

学校設置者及び学校管理職は、子供の視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながらり得るヒヤリハット事例を次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。また、各学校において、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各学校設置者が定期的に確認する。国は、これらの取組を推進するため、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及を行う。

<主要指標>

- ・ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況

(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」（以下、「事故対応指針」という。）を作成し、事

²⁹ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（バリアフリー法）の改正（令和3年4月施行）により、建築物移動等円滑化基準の対象となる特別指定建築物に公立の小中学校等が新たに位置づけられるとともに、既存の当該建築物についても同基準への適合の努力義務が課せられた。

案発生後に学校が主体となって行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進

① 学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知

国は、第3次計画において学校・学校設置者が推進するとされた事項については、定期的に実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況を把握し、分かりやすい形でその結果を公表する。

また、国は、第3次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。

② 学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。

具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付³⁰に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

③ 設置主体に関わらない取組の推進

児童生徒等の安全を守ることは学校教育の大前提であり、設置主体の違いにより必要な情報や取組に差があってはならないが、教育委員会が主催する教職員向けの研修等の多くは公立学校の教職員を対象としていることから、国立・私立学校の場合、公立学校と比べ、学校安全に関する研修等に関する情報や機会が少ないことが

懸念される。

このため、国は、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、各教育委員会や国立・私立の関係団体の協力を得るなど連携を一層強化する。

(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進

国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）³¹、防災の日（9月1日）や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進する。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえた設定を推進する。また、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。

< 主要指標 >

・各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況

(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保

学校におけるデジタル化の進展が期待される一方、大きな社会問題となっているランサムウェアによる恐喝被害が学校においても確認されるなど、学校におけるサイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。こうした課題に適切に対処するため、国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する。

(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ

国は、第3次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

³⁰ 「ことも政策の新たな推進体制に関する基本方針〜こともまんなか社会を目指すこともまんなか社会を創設〜」（令和3年12月21日閣議決定）においては、ことも家庭庁が文部科学省からの移管を受け、災害共済給付を担うこととされている。

³¹ 昭和35年5月、国民各界の一致した要望の下、産業安全、交通安全、火災予防、学校安全、海難防止等を一元とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基盤となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動展開のため創設。

学校事故対応に関する指針

文 部 科 学 省

学校事故対応に関する指針〔概要版〕

趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。
このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生防止及び事後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26～27年度「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全管理の徹底
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校を含めた学校の管理(※)で発生した「事故」を対象とする。
(※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照
(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施

(初期対応時の対応)

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請
- 【対象となる事故】死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
- 【報告先】＜公立学校＞
市区町村立学校（指定都市立学校を除く。以下同じ。）の学校の設置者
市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会に報告
死亡事故については、国まで一報を行う（以下同じ。）
学校の設置者
- 【必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）に事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応（初期対応終了後の取組）
- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

＜基本調査＞

【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）
【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施

- 調査対象と調査の実施主体
- 【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）
被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき
- 【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施

- 基本調査の実施
- 関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
- 関係機関との協力等

- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
- 学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に行う

＜＜詳細調査への移行の判断＞＞

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
- 私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
- ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
- イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- ウ) その他必要な場合

＜＜詳細調査＞＞

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
＜公立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
＜国立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
＜私立・株立学校＞ 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人や学校設置会社の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：
※立体的な立場の外部専門家で構成
- 詳細調査の計画・実施
※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- ①基本調査の確認
- ②学校以外の関係機関への聴き取り
- ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
- ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- ※フラインジャー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開・非公開の範囲は、フラインジャー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者に合わせて十分協議）
- ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提案
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供）
調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、（市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて）国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
- 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることで、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実現するコーディネーターを派遣
- コーディネーターは市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる

6. 他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

- 幼稚園及び認定こども園における事故
 - ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。
- 児童生徒の自殺
 - ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月 文部科学省）
 - ・いじめ防止基本方針（平成25年10月 文部科学省）※いじめが背景に疑われる場合
- 学校給食における食物アレルギー-事故
 - ・学校給食における食物アレルギー-対応指針（平成27年3月 文部科学省）

（参考URL）：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/13695665.htm

「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事故発生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の場合や負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができる
コーデイネーターを配置

学校事故対応に関する指針

はじめに

学校の危機管理の目的は、児童生徒等や教職員の生命や心身の安全を確保することにあります。学校において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。

しかし、学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件、自然災害に起因する死亡事故など、全国の学校においては、重大事件・事故災害が依然として発生しています。

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。

平成21年4月に施行された学校保健安全法においては、各学校において安全に係る取組が確実に実施されるようにするため、地方公共団体の責務（第3条）及び学校の設置者の責務（第26条）について明記し、地方公共団体及び学校の設置者は、財政上の措置を含め、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めることを求めています。

また、各学校においては、同法第29条に基づき、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、マニュアルに基づいた訓練等の実施により明らかとなった課題を基に改善・改良を図り、全教職員の共通認識の基で、より実効性のあるマニュアルに見直し、活用していく必要があります。

文部科学省では、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、これまで発生した学校の管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対応について実態を把握するための調査を行うとともに、学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組、第三者委員会など調査組織の必要性や在り方等について、ヒアリング等により御意見をいただき、学校事故対応の在り方について指針を取りまとめました。

学校、学校の設置者、各地方公共団体等においては、それぞれの学校の実情に応じ、本指針を参考として、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるよう、事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。

（注1）「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、内閣府・文部科学省・厚生労働省の三府省による「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され、施設・事業者及び地方公共団体向けに「教育・保育施設等における事故の発生防止（予防）及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「保育事故ガイドライン」という。）が示されています。幼稚園及び認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）については、必要に応じて、保育事故ガイドラインも踏まえた対応を行ってください。

（注2）児童生徒等の自殺が起きたときについては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、また、いじめが背景に疑われる場合は自殺については、「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として、法律に基づいた対応を行ってください。

平成28年3月

目次

はじめに

- 1 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組
 - (1) 教職員の資質の向上（研修の実施）
 - (2) 安全教育の充実
 - (3) 安全点検の実施（安全管理の徹底）
 - (4) 各種マニュアルの策定・見直し
 - (5) 事故事例の共有
 - (6) 緊急時対応に関する体制整備
 - (7) 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
 - (8) 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組の推進
- 2 事故発生後の取組
 - 2-1 事故発生直後の取組
 - (1) 応急手当の実施
 - (2) 被害児童生徒等の保護者への連絡
 - (3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応
 - 2-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組
 - (1) 危機対応の態勢整備
 - (2) 被害児童生徒等の保護者への対応
 - (3) 学校の設置者等への事故報告、支援要請
 - (4) 保護者への説明
 - (5) 記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整
 - (6) 基本調査の実施
 - 2-3 初期対応終了後の取組
 - (1) 詳細調査の実施
- 3 調査の実施
 - 3-1 調査の目的及び目標
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査の目標
 - 3-2 学校による基本調査の実施
 - (1) 調査対象
 - (2) 調査の実施主体
 - (3) 基本調査の実施
 - (4) 情報の整理・報告
 - (5) 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

- 3-3 詳細調査への移行の判断
 - (1) 詳細調査への移行の判断
 - (2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方
- 3-4 詳細調査の実施
 - (1) 調査の実施主体
 - (2) 調査委員会の設置
 - (3) 詳細調査の計画・実施
 - (4) 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項
 - (5) 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言
 - (6) 報告書の取りまとめ
- 4 再発防止策の策定・実施
 - (1) 調査委員会の報告書の活用
- 5 被害児童生徒等の保護者への支援
 - (1) 被害児童生徒等の保護者への関わり
 - (2) 児童生徒等の心のケア
 - (3) 災害共済給付の請求
 - (4) コーディネーターによる事故対応支援

おわりに

参考資料

1 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組

(1) 教職員の資質の向上（研修の実施）

○ 教職員が、事故等の発生を未然に防ぎ、万が一事故が発生しても、児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、教職員一人一人に、状況に即した的確な判断力や機敏な行動力等が求められており、教職員の危機管理に関する研修を充実するなど、対応能力を高めることが必要である。

○ 各学校においては、学校安全計画の校内研修に、危機管理についての研修等を位置付け、「事前」、「発生時」、「事後」の三段階の危機管理※）に対応した校内研修を行うことが求められる。なお、危機管理に对应した校内研修を行う際には、本指針を踏まえ、この内容の共通理解を図るため、事件・事故災害発生時の対応方法や救急及び緊急連絡体制の整備等について、対応能力の向上に努める。

※）危機管理に当たっては、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）、万が一事件・事故が発生した場合には、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること（発生時の危機管理）、そして、保護者等への説明や児童生徒等の心のケアを行うとともに、発生した事故等をしっかりと検証し、得られた教訓から再発防止に向けた対策を講じること（事後の危機管理）が重要。

○ 研修の例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 校内の事故統計や事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- ・ 様々なケースに対応した防災避難訓練、防犯避難訓練
- ・ 事故発生時の対応訓練（被害児童生徒等及びその保護者への対応を含む）
- ・ AEDの使用、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識技能の向上
- ・ エビメン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・ 児童生徒等の心のケアに関すること

○ 危機管理マニュアルの内容の教職員への周知と訓練を進め、事件・事故災害が発生した際には、児童生徒等の安全確保及び応急手当等、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づく対応が実施できるよう備えておくことが必要である。

○ 学校安全に係る教職員の研修・訓練は、新年度のできる限り早期に行われることが望ましい。

○ 危機対応訓練の一つとして、避難訓練は、児童生徒等が自ら判断し、安全な行動が取れる能力を養うための活動であると同時に、学校の危機管理上必要な業務として行う学校教職員の活動であることを理解する。また、危機対応訓練においては、形式的・表面的な訓練とならないよう、想定場面を絶えず見直すことで、児童生徒等及び教職員が災害に対する危機意識を持てるように実施する。

○ 例えば、児童生徒等に対する理解や課題についての教職員間の連携、情報共有の在り方など、日頃の教育実践の見直し、点検を行うことは、危機対応訓練にも資するものである。

○ 都道府県教育委員会が開催する、学校安全教室の講師となる教職員等を対象とした指導法等の講習会には、各学校から積極的に関職員を派遣し、資質の向上に努めることが求められる。

○ 国においては、教員研修の充実や教職課程における取組みの充実を図る。

(2) 安全教育の充実

○ 事故発生の未然防止の観点から、児童生徒等の安全教育の充実を図ることも重要である。

○ 学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにあり、具体的には次の三つの目標が挙げられる。

ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようになる。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参画・協力し、貢献できるようにする。

『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より引用
○ 安全教育の目標を実現するためには、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する。

○ 安全教育を効果的に進めるためには、教科等における指導のみならず、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に対応した指導にも配慮し、計画的に指導していくことが大切である。

○ 安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。例えば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を一体的に進めることは、日常生活での事故を減らす上で欠かせることができないことを理解する。

(3) 安全点検の実施（安全管理の徹底）

○ 学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条及び学校保健安全法施行規則第28条に定められているとおり、計画的に実施する。

○ 安全点検においては、校舎等からの転落事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震等から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められる。

○ 学校保健安全法施行規則では、定期的安全点検だけでなく、臨時的、日常的に行う安全点検の実施も求めており、例えば、運動会や体育祭、学芸会や文化祭などの学校行事の前夜、暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時、近隣で危害のおそれのある犯罪の発生時などに、必要に応じて点検項目を設定し、点検を行うことも必要である（〔参考資料1〕参照）。

○ 児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じなければならないが、学校だけでは必要な措置を講じることができないときは、学校の設置者（地方公共団体

が直接設置している学校については、執行機関である教育委員会を指す。以下同じ。）に申し出て、学校の設置者が必要な措置を講じることも必要である。

○ 安全点検の実施に当たっては、児童生徒等の意見も聴き入れ、児童生徒等の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うことも重要である。

(参考) 学校保健安全法

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他の学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(参考) 学校保健安全法施行規則

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

二 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(4) 各種マニュアルの策定・見直し

○ 各学校は、危機管理マニュアルを必ず策定する（学校保健安全法第29条で策定が義務付けられている。）。なお、本マニュアルは、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであることから、毎年度、訓練等の結果を踏まえて、絶えず検証・見直しを行い、実効性のあるマニュアルに改訂する。

○ 各学校で作成しているその他のマニュアルについても、同様に検証・見直しを行うとともに、各学校の地域特性や児童生徒等の実情に応じ、例えば、学校の管理下での突然死防止、学校への不審者侵入対応、スポーツ活動時の傷害防止等なとに対応したマニュアルを整備する。

○ 文部科学省のホームページに用意した学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」を活用して、全国の都道府県・指定都市教育委員会が作成した資料を検索する等、積極的に情報収集し、各種マニュアルの策定・見直しに活用する。

<文部科学省学校安全ポータルサイトURL >

<http://anzenkyouikumext.go.jp/>

(参考) 学校保健安全法

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

二 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 事故事例の共有

○ 学校は、全国の学校等で発生した重大事故の情報を、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の「学校事故事例検索データベース」や刊行物「学校の管理下の災害」等を活用して収集するとともに、校内で発生したヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。

○ 学校は、あらゆる機会を活用して、安全に関する教職員間の情報交換・情報の蓄積ができる仕組みを構築する。

○ 学校の設置者は、日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに、国から事故情報の周知及び同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を受け取ったときは、速やかに所管の学校に周知し、事故情報を共有するとともに、事故の未然防止のために必要な対策を行う。

○ 都道府県教育委員会、都道府県私立学担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）においては、日頃から学校事故の情報収集に努めるなど、必要に応じて、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対し、都道府県等担当課は所轄の学校に対し、学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等にかかわる支援・助言を行う。

○ 国は、詳細調査（「3-4 詳細調査の実施」参照）が実施された事例に係る情報の集約及び周知に努める。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」及び刊行物「学校の管理下の災害」等に掲載された情報等の活用を学校、学校の設置者及び都道府県等担当課に促す。

<JSC 学校安全Web 学校事故事例検索データベースURL >

https://www.jpsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

(6) 緊急時対応に関する体制整備

○ 学校の危機管理では、組織的な危機対応を実施するための体制づくりが重要であり、校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら活動を進めていく必要がある。

○ 事故発生時には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等の事故発生直後の対応、それに続く態勢整備等の対応等を実施する必要があるので、学校安全の中核となる教職員を中心に、定期的な職員会議、学年会、校内研修等あらゆる機会を活用して、意図的に協議・情報共有を進めることが大切である。

○ 事故発生時には、出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合でも組織的な対応が行えるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にするとともに、事故発生時の役割と内容を全教職員が共通理解しておくことが必要であり、役割分担表は職員室等の見やすい場所に掲示しておくなどの対応が望まれる（参考資料 2）参照。

○ 学校外での学習時や部活動等における事故の場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と違う場合の役割分担や連絡の取り方、事故対応の手順についてもあらかじめ定めておく。また、学校外での活動の際には、あらかじめ、現地に於ける交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくことも必要である。

○ 休日等の勤務時間外に事故・災害が発生することも想定した連絡体制の整備も必要である。

○ 「学校生活管理指導表」等から、児童生徒等の運動制限やアレルギ一の有無等を把握するとともに、把握した情報を、個人情報取扱いに留意した上で、全教職員で共有できる仕組みを構築し、各教職員が適切な対応ができるよう、各教職員の役割を明確にして、共通理解を図ることも重要である。

- (7) 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校では、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせる。
 - 学校は、学校安全活動の活性化と充実を図るため、家庭、地域、関係機関等と連携を図ることが必要である。
学校安全活動の推進に効果的な連携対象としては、例えば、以下の団体等が挙げられる。
 - ・ PTA（保護者）
 - ・ 地域の関係団体等
 - ・ 地域の住民・ボランティア等
 - ・ 各地域の警察署、消防署、市区町村の防災担当部局
 - ・ 近隣の学校等
 - ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
 - ・ 学校近隣の保健医療機関等
 - 学校は、地域の実情に心して、警察などの関係機関、団体との意見交換等の場（学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等）を設置し、学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を発信して共有するとともに、地域との信頼関係を築き連携・協働を進めることが重要である。

- (8) 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組の推進
- 各学校が作成する学校安全計画については、避難訓練等の安全指導も含めた安全教育に関する内容や学校の施設及び設備の安全点検、教職員の研修等も盛り込み、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として作成し、教職員の共通理解の下、計画に基づく取組を進めていくことが必要である。
 - 学校の設置者は、各学校における計画の作成と実行、評価、改善について必要な指導・助言を行い、その内容の充実にも努めるとともに、学校で事故が発生した際に、学校が行う対応をサポートできる体制を整えておく。
 - 都道府県等担当課は、所轄の学校等が行う取組に対して必要な支援・助言を実施するとともに、所轄の学校等で事故が発生した際には、必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えておく。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

三 私立学校に関すること。

2 事故発生後の取組

本指針の対象とする「事故」は、原則として、登下校中を含めた学校の管理下[※]で発生した事故とする。

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める、「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

2-1 事故発生直後の取組

(1) 応急手当の実施

- 事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童生徒等（以下「被害児童生徒等」という。）の生命と健康である。事故直後は、まずは被害児童生徒等の医学的対応（応急手当）を行う。
- 事故が発生した場合には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる管理職や教職員、児童生徒等に応援の要請を行うとともに、被害児童生徒等の症状に依りて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする（【参考資料3】参照）。
- 指揮命令者（近くにいる管理職又は教職員）は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示し、速やかに救急車の要請やAEDの手配、アナフィラキシー症状が見られる場合にはエビペン[®]の手配等、対応に当たる（【参考資料4】参照）。
- なお、重篤な事故、重篤な事故と考えられる事象が起きたときは、救命処置が秒を争うことである点を理解し、行動することが必要である。
- 応急手当を実施する際には、以下の点に留意する。
 - ・ 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
 - ・ 救命処置において、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思考た状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する（【参考資料3】参照）。
 - ・ 救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信回線から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。
 - ・ 教職員は事故の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
 - ・ 応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

(2) 被害児童生徒等の保護者への連絡

- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第

2報の連絡を行う。以後、正確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図る。

(3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

- 学校事故では、意図的でなくとも、他の児童生徒等がもう一方の当事者（加害者）となることもある。事故にあった本人はもとより、加害児童生徒等も傷つき、相当の心的負担がかかっていることに留意し、心のケアを十分に行う（15（2）児童生徒等の心のケア」参照）。
- 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し、迅速に心身の健康状態の把握を行う。なお、それらの症状は、事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

2-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

- (1) 危機対応の態勢整備
 - 事故発生後の対応は、校長のリーダーシップの下、被害児童生徒等の保護者対応、報道対応等、チームとして対応する（1（6）緊急時対応に関する体制整備」参照）。
 - 危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者への派遣等の支援を要請し、必要な人員を確保し対応に当たる。
 - 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。

(2) 被害児童生徒等の保護者への対応

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対応ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

(3) 学校の設置者等への報告、支援要請

- 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には、学校の設置者等に速やかに報告を行う。
 - ・ 公立学校の場合は、学校の設置者に速やかに事故発生を報告し、状況に応じて、必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。
 - 学校の設置者は、事故対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。また、市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の事例の場合、市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会に速やかに事故発生を報告する（【参考資料5】参照）。
- なお、死亡事故については、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会は

国まで一報を行う（以下、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課と同じ。）。

- ・ 国立学校の場合は、学校の設置者に速やかに事故発生を報告し、状況に応じて、学校の設置者は、必要な人員の派遣や助言等の支援を行う。
- ・ 私立・株式会社立学校の場合は、必要に応じて、都道府県等担当課に事故報告を行い、事故対応の支援を要請する。都道府県等担当課は、日頃より事故に関する情報収集に努めるとともに、学校からの求めに積極的に応じる。
 - 特に、死亡事故等の重篤な事故については、あらかじめ、学校から都道府県等担当課に対する報告の方法等を定めておくことが望ましい。都道府県等担当課は、死亡事故等が起こった事実を把握した際には、後述する基本調査の結果を学校に求めるなど必要な措置を取るよう努める。
- 人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において、事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合には、都道府県教育委員会は、市区町村立学校の事案や私立・株式会社立学校の事案に対して、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれる。なお、その際には、必要に応じて、都道府県の危機管理部門とも連携し、対応に当たる。
- ヒヤリハット事例については、校内で発生した事例を教職員間で共有するなど、各学校において適宜調査を実施した上で学校の設置者にも報告する等、重大事故が発生する前に対策を講じることが必要であることに留意する。
- 必要に応じて、警察等の関係機関に対しても情報提供を行う。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(4) 保護者への説明

- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さを勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
 - 情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、①発生事実の概要、②対応経過、③今後の取組・方向性などに整理して説明する。
 - 保護者説明会の開催等、被害児童生徒等以外の保護者への説明の際には、あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。
- (5) 記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整
- 情報の公表のためには、正確な情報の把握が必要となる。事故に対し、警察の捜査が行われている場合は、警察が公表している情報などにより事実確認を行うなど、関係機関等からも情報を収集しつつ整理を行う。
 - 報道などの外部への対応については、学校と学校の設置者で調整の上、対応忍

- 口を一本化し、情報の混乱が生じないよう、事実を正確に発信する。
- 状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく学校の設置者に一本化し、学校は事故直後の対応（児童生徒等・保護者対応）に専念できるように考慮する。
- 記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

(6) 基本調査の実施

- 学校において死亡事故及び2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聞き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取りを実施する。
- 基本調査の実施方法等については、「3-2 学校による基本調査の実施」に記載する。

2-3 初期対応終了後の取組

(1) 詳細調査の実施

- 2-2(6)の基本調査等を踏まえ、学校の設置者が必要と判断した場合には、外部専門家が参画した調査委員会を設置し、必要な再発防止策を検討することを目的とした「詳細調査」を行う。
- 調査委員会の設置については、「3-4 詳細調査の実施」に記載する。

3 調査の実施

3-1 調査の目的及び目標

(1) 調査の目的

- 調査は、事実関係を整理する「基本調査」と得られた情報に基づき、事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」で構成されるものであり、その「目的」は事故の状況によって異なる可能性もあるが、下記のことなどが挙げられる。
 - ・ 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かすため
 - ・ 被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望にこたえるため
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。

(2) 調査の目標

- 調査を実施することによって到達すべき「目標」についても、事案によって異なるが、下記のことなどが挙げられる。
 - ① 事故の兆候（ヒヤリハットを含む）なども含め、当該事故に関係のある事実を可能な限り明らかにする
 - ② 事故当日の過程（①で明らかにならなかった事実の影響を含む）を可能な限り明らかにする
 - ③ 上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校での事故防止の取組の在り方を見直す

3-2 学校による基本調査の実施

「基本調査」とは、調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため、学校の設置者の指導・助言の下、基本調査は原則として学校が実施する（私立・株式会社立学校については、都道府県等担当課が、必要に応じて支援・助言を行う。）。

(1) 調査対象

- 調査対象は、登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故及び2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した事故とする。

(2) 調査の実施主体

- 基本調査は、事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため、学校の設置者の指導・助言の下、基本調査は原則として学校が実施する（私立・株式会社立学校については、都道府県等担当課が、必要に応じて支援・助言を行う。）。
- 得られた情報に基づき、事故に至る過程や原因の分析等は、「詳細調査」において行う。
- なお、事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聞き取り、膨大・多

様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となる場合がある。その際には学校の設置者及び都道府県等担当課は学校の求めに応じて、人的支援を行うよう努める。

(3) 基本調査の実施

○ 基本調査において、学校の教職員や児童生徒等に聞き取りを行う際には、聞き取りの目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行うなどとして、聞き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

- ・ 記憶していることをできるだけ正確に思い出し話してほしいこと。
- ・ 人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えておくわけではないこと（記憶違いのこともあること）。
- ・ 一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめいくこと。
- ・ 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないこと。
- ・ できるだけ正確に話の内容を記録するため、録音することもあるが、録音テープは、調査報告としての記録作成のみに使用すること。

○ 事故に関係する教職員や事故現場に居合わせた児童生徒等への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

○ 聞き取り調査を行うに当たっては、聴取・記録・心ケアへの配慮という各観点が必要であり、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要であると考えられる。

＜ 関係する全教職員からの聞き取り ＞

- 原則として3日以内を目的に、関係する全ての教職員から聞き取りを実施する。
- 事後速やかに、関係する全ての教職員に記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録する（【参考資料6】参照）。なお、事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は、記録用紙を提出する際に、メモ等の記録も併せて提出する。
- あらかじめ決めてあった役割分担（「1（6）緊急時対応に関する体制整備」参照）を踏まえ、記録の内容を基に、聞き取り担当とされている者（校長や副校長・教頭等）が聞き取りを実施し、記録を行う。教職員が話しやすいかどうかも考慮し、状況に応じて、支援を行う学校の設置者及び都道府県等担当課が聞き取りすることも考えられる。

○ 記録担当の教職員は、聞き取り担当及び関係する教職員が記載した記録用紙の情報を集約し、発生状況や事故後の対応について、時系列で整理する。

（参考）聞き取り内容の例

- ・ 事故発生前からの被害児童生徒等の状況で気になっていたこと
- ・ 疾患の有無及び内容
- ・ 既往症の有無及び内容
- ・ 事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと（被害児童生徒等及び事故現場に居合わせた児童生徒等の様子）等

○ 関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関を受診させる。

○ 部活動指導員等、外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、当該外部人材からも聞き取りを実施する。

＜ 事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取り調査 ＞

○ 事故現場に児童生徒等が居合わせたりするなど、事故発生時の事実関係を整理する上で関係する児童生徒等に対して聞き取りを行う必要がある場合には、児童生徒等への聞き取り調査の実施を検討する。ただし、多数の児童生徒等から聞き取りを行う必要があるなど、短期間での実施が難しい場合は、基本調査では聞き取れる範囲で実施し、詳細調査の中で引き続き実施することも検討する。

○ 事故現場に居合わせた児童生徒等は、精神的に大きなショックを受けていることから、調査実施に当たっては児童生徒等・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である。聞き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える。

○ 学級担任や養護教諭などがあらかじめ定められた役割分担に従って聞き取りが話しやすい教職員が別にいる場合には、聞き取る主体を限定することなく柔軟に対応することが望ましい。

○ 心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるとよい工夫をする。

○ 事故現場に居合わせた児童生徒等が話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては、教職員からの聞き取りと同様に、当該児童生徒等に対し、記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録してもらう方法を取ることも考えられる（【参考資料6】参照）。

＜ 関係機関との協力等 ＞

○ 関係機関については、例えば、事件性のある事案の捜査や検視等を行う警察との協力、亡くなった児童生徒等と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る。

(4) 情報の整理・報告

○ 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめる、事実と推察は区分し情報を明記するなどとして整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。私立・株式会社立学校については、必要に応じて都道府県等担当課に報告する。

○ 基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や事故報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際に重要な資料となる。すぐに廃棄することなく、一定期間保存する。

(5) 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

○ 被害児童生徒等の保護者との関わりについては、事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。

○ 学校及び学校の設置者は、上記（4）で取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○ 事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査書からできるだけ1週間以内を目安に行う。

- この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意する。
- 説明に矛盾が生じないよう、全教職員で事故に関する情報を共有した上で、原則として、被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がける。
- 事実関係を基に、事故に至る過程や原因等を調査するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する。
- 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

3-3 詳細調査への移行の判断

(1) 詳細調査への移行の判断

- 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。
- 詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う。その際、私立・株式会社立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言を行うこととする。
- 詳細調査に移行するかどうかの判断については、「(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら、例えば外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。
- 詳細調査の移行の判断に当たっては、学校の設置者は被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方

- 原則全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいが、これが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 教育活動とは、体育をはじめとした各教科活動、運動会などの学校行事、部活動などの課外活動等である。

3-4 詳細調査の実施

(1) 調査の実施主体

- 調査の実施主体（調査委員会を立ち上げその事務を担う）は、学校、学校の設置者又は都道府県等担当課が考えられる。
 - ・ 公立学校及び国立学校における調査の実施主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
 - ・ 私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は、学校の設置者であるが、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認

められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。

- 市区町村教育委員会、都道府県等担当課が調査を実施する場合は、その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。

(2) 調査委員会の設置

- 死亡事故等の詳細調査は、外部の委員で構成する調査委員会を設置して行う。なお、地方公共団体によって、首長部局に常設の調査機関を有している場合には、当該機関を活用することも考えられる。また、調査委員会における調査に当たっては、必要に応じて、関係者の参加を求める。
- 詳細調査は原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものであって、責任追及や処罰等を目的としたものではないが、事故に至る過程や原因を調査するには高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家が参画した調査委員会とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

< 組織の構成 >

- 調査委員会の構成については、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。
- 調査委員会の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが望ましい。
- 調査委員会の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を生かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う。
- 小規模の地方公共団体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことが望ましい。
- なお、基本調査の結果等を踏まえ、詳細調査において、関係者に対し再度聴き取り調査を行う場合、多数の児童生徒等からの聴き取り調査等を外部専門家が恒接して行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理するための補助者を、調査委員会の構成員とは別に置いておくなどが考えられる。補助者については、児童生徒等の聴き取り調査等を行う関係上、当該学校の教職員や学校の設置者の担当職員その他委嘱を受けた外部有識者等が想定される。その役割については調査委員会の指示の下、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理することにとどめるものとする。

(3) 詳細調査の計画・実施

- 調査委員会において、詳細調査の計画と見直しを立て、調査の実施主体との間で共通理解を図る。具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、被害児童生徒等の保護者への説明時期（経過説明を含む）、調査後の児童生徒等・保護者などへの説明の見直し等を検討する。
- フライバイシャー保護の観点から、委員会は非公開とすることができ。公開/非

公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。なお、委員会を非公開とした際には、調査委員会の内容については、報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有を行うものとする。

○ 調査委員会においては、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

- ① 基本調査の確認
 - 基本調査の経過、方法、結果の把握、関係する教職員や児童生徒等に対する追加調査実施の必要性の有無を確認
 - ② 学校以外の関係機関への聴き取り
 - 警察や医療機関等、これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）
 - ③ 状況に応じ、事故が発生した場所等における実地調査（安全点検）
 - ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- 上記の情報収集においては、事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう、必要な情報を明確にして行うこととする。例えば、下記のような情報が必要であると考えられる。
- ・ 事故当日の健康状態など、児童生徒等の状況
 - ・ 死亡事故に至った経緯、事故発生直後の対応状況（AEDの使用状況、救急車の出動情報、救急搬送した医療機関の情報等）
 - ・ 教育活動の内容、危機管理マニュアルの整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
 - ・ 設備状況に関すること（ハード面）
 - ・ 教育活動が行われていた状況（環境面）
 - ・ 担当教諭（担任、部活動顧問等）の状況（人的面）
 - ・ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(4) 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項

- 被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担うコーディネーターを確保する。
 - 客観性を保つ意味から、複数で聴き取りを行う。
- (5) 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言
- 事故に至る過程や原因の調査（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり、調査委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。
 - 事故が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、可能な限り、偏りのない資料や情報を多く収集、整理し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

○ 事故に至る過程や原因の調査で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになる場合もあると思われるが、それぞれ要因ごとに、児童生徒等の事故を防止できなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、児童生徒等を直接対象とする安全教育の実施を含め、当該地域・学校における児童生徒等の事故の再発防止・事故予防のために何か必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめらる。

(6) 報告書の取りまとめ

- ① 報告書の作成
 - 報告書に盛り込むべき下記内容を参考に、それまでの調査委員会における審議結果から報告書の素案を作成する。
 - ・ 調査の目的
 - ・ 調査の方法
 - ・ 事例の概要
 - ・ 明らかとなった問題点や課題
 - ・ 問題点や課題に対する提案（提言）
 - ・ 今後の課題
 - ・ 会議開催経過
 - ・ 調査委員会の委員名簿
 - ・ 参考資料
 - 報告書を何をどこまで記載するか、誰に何を（報告書が概要版か）どのような方法で公表するかとは密接に関係するため、調査の実施主体と協議して調査委員会にて判断する。
- ② 調査結果の報告
 - 調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告する。なお、学校の設置者以外が調査の実施主体となっている場合には、調査の実施主体は、学校の設置者に右情報提供する。
- ③ 報告書の公表
 - 報告書の公表は、調査の実施主体が行うこととする。
 - 報告書を公表する段階においては、被害児童生徒等の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容、方法及び範囲を決める。
 - 先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については、被害児童生徒等の保護者の了解をとる。）
 - 報道機関に対して報告書を公表する場合は、被害児童生徒等の保護者への配慮のみならず、児童生徒等への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。
- ④ 被害児童生徒等の保護者への適切な情報提供
 - 調査委員会での調査結果については、調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。なお、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。
- ⑤ 報告書の調査資料の保存
 - 調査結果の報告を受けた学校の設置者又は都道府県等担当課は、報告書に係る調査資料を、学校の設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理する。

4 再発防止策の策定・実施

- (1) 調査委員会の報告書の活用
- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。
 - 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、当該校の教職員や同地域の学校の教職員等で報告書の内容について共通理解を図るなどし、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。その際、その求めに応じて、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県等担当当該は所轄の学校に対して必要な支援・助言を行う。
 - 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実施するよう努める。
 - 調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は、調査の実施主体が報告書を公表した後、公立学校における市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の場合は、都道府県教育委員会に報告書を提出し、都道府県教育委員会は国にも報告書を提出する。国立学校の場合は、学校の設置者は国にも報告書を提出する。私立・株式会社立学校の場合は、学校の設置者は、都道府県等担当当該は所轄の学校に報告書を提出し、都道府県等担当当該は所轄の学校に報告書を提出する。
 - 国においては、報告された調査報告書の概要を基に事故情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で学校、学校の設置者及び都道府県等担当当該は所轄の学校に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てる。

5 被害児童生徒等の保護者への支援

- (1) 被害児童生徒等の保護者への関わり
- 被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては、被害児童生徒等の保護者の心情に配慮した対応を行う。
- 【参考例】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」〔参考資料7〕参照
- 被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
 - 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要がある。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
 - 事故にあった児童生徒等の兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割となる。兄弟姉妹が他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。
- (被害児童生徒等が死亡した場合)
- 被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
 - 葬儀が終わった後も、被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わり合いの継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をする。
 - 被害児童生徒等の保護者の意向も確認し、卒業式への参列等も検討する。
 - 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関を紹介又は情報提供を行う。
- (被害児童生徒等に重度の障害が残った場合)
- 長期の入院等から復学した際の当該児童生徒等の学校生活を支援する（学校施設の改修、安全管理、学習体制、学力の保障等）とともに、医療、福祉、心理等の信頼できる専門機関等を紹介したり支援チームを組織したりするなど、家族への継続的なサポートを行う。
- (被害児童生徒等が複数の場合)
- 複数の児童生徒等に被害が生じている場合は、当該学校で重大な事故が発生している可能性が高い。事故の報告を受けた学校の設置者等は、当該学校に対し、必要な人員の派遣や助言等の支援を行う。なお、学校が行う被害児童生徒等の保護者に対する支援もサポートする。
 - それぞれの被害児童生徒等の保護者に担当者を決め、被害児童生徒等の保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに、担当者同士が連携して情報を共有し、被害児童生徒等の保護者間の対応に差が生じないようにする。
 - 学校や学校の設置者に対する被害児童生徒等の保護者の要望が異なる場合は、それぞれの被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえながら、コーディネーター等を活用し、調整を図るよう努める。
 - 被害児童生徒等の保護者同士が連携し、家族会等の団体を立ち上げている場合

は、団体の代表者を窓口にする等、団体の意向も確認しつつ必要な支援を行う。

被害児童生徒等の保護者への支援は、段階に応じた対応が必要であり、以下のように継続的な支援を行っていくことが必要である。

(以下、指針内に既出の内容を再掲)

<事故発生直後>

○ 被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生(第1報)を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。

○ 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。

<初期対応時>

○ 応急手当等の事故発生直後の対応終了後は、できる限りの迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。

○ 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添った対応を行い、その求めに応じて、信頼できる第三者(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

<基本調査>

○ 学校及び学校の設置者は、取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○ 事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、基本調査における最初の説明は、調査手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

○ 説明に矛盾が生じないよう、原則として、被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。

○ 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

<詳細調査への移行の判断>

○ 詳細調査の移行の判断に当たっては、学校の設置者は被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

<詳細調査>

○ 被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、必要に応じて、被害児童生徒等の保護者の心情を理解し、被害児童生徒等の保護者、調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担うコーディネーターを確保する。

○ 客観性を保つ意味から、複数を踏き取りを行う。

○ 学校の設置者は、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

<最終報告>

○ 調査委員会での調査結果について、調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。

(2) 児童生徒等の心のケア

【参考例】「子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に―」
「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」

○ 災害等に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体の症状も現れやすいことが児童生徒等のストレス症状の特徴であることを理解する。

○ 災害や事件・事故発生時における児童生徒等のストレス反応は誰でも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、「急性ストレス障害(ASD)」や「外傷後ストレス障害(PTSD)」を発症することもある。

○ 災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じであり、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気づき、問題の性質を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たることである。(【参考資料8】参照)。

○ 危機発生時の児童生徒等の心身の健康問題を把握するための方法としては、児童生徒等の様子の直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法があるが、いずれも記録に残すことが大切である。

○ 心のケアを必要としているのは児童生徒等だけではないことを理解し、被害児童生徒等の保護者や教職員に対しても継続的な心のケアを行う。

○ 教職員は、児童生徒等のために、自分の心身の不調のケアが後回しにならないが、早めに自分の心身の不調に気づき、休息したり、相談したりすることが児童生徒等の支援にとっても重要であることを理解する。

(3) 災害共済給付の請求

○ 学校は、学校の管理下で発生した児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による「災害共済給付制度」により、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金が給付されることを説明する(制度に加入していない場合を除く)。ただし、給付対象外となる災害や治療もあるため、事前に独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認し、給付制度について正しく理解した上で説明する。

○ 死亡事故の場合は、災害共済給付制度により死亡見舞金が支給されるが、その請求に当たっては、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に被害児童生徒等の保護者に連絡し、説明を行う。

(4) コーディネーターによる事故対応支援

○ 被害児童生徒等の保護者への対応においては、学校に連絡窓口となる教職員を置き、窓口を一元化することにより、学校と被害児童生徒等の保護者間の連絡を円滑にできるようにすることが望ましい。

○ 他方、学校の設置者等は、被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまおうおそれがあると判断したときは、被害児童生徒等の保護者と学校、双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられる。

- コーディネーターは、被害児童生徒等の保護者と学校では立場が異なることを理解した上で、中立的な視点で被害児童生徒等の保護者と教職員双方の話を丁寧に聴き、情報を整理し、当事者間の合意形成を促す等、常に公平な態度で双方の支援を行うことで、両者が良好な関係を築けるよう促すことを主な役割とする。
- コーディネーターは、事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員が想定される。また、地域の実情によっては、学校の設置者が事故対応に精通した学識経験者（大学教授・元教員その他これらに準ずる者）にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる。
- 人口規模の小さな地方公共団体や、都道府県等担当課において、コーディネーター役に適した者を選定することが難しい場合、都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、コーディネーター役に適した者を推薦する等、支援を行うことが望まれる。
- コーディネーターは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」等を活用するなど、過去の事故事例を参照しながら事故対応の知見を広めるよう努める。

おわりに

学校の安全を確保するに当たり、まずは、事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取組を徹底していくと同時に、被害児童生徒等の保護者に対しては、誠意をもって支援を継続していくことが必要です。

文科科学省では、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校において、重大事故の発生を未然に防止するための方策とともに、事故後の対応の在り方について、議論を重ねてきました。

本指針は、これらの議論等を踏まえ、一定の方向性を示したのですが、今後、各学校及び学校の設置者において、この指針を参考に安全確保の取組が推進されること望まれます。

今後、事故対応等の取組事例が蓄積され、新たな課題が明らかとなった場合には、その課題を基に、更に改善を加えていくことが重要であると考えます。その際には、事故の未然防止の在り方や事故発生時の適切な対応、被害児童生徒等及びその保護者に対する支援の在り方等についても、再度検討し、必要な改善・見直しを行うこととします。

参考資料

【参考資料1】安全点検の種類と対象 (p5 参照)

(1) 安全点検の種類と対象

安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない(規則28条第1項)
臨時の安全点検	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に依り、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前 ・震動、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、随時に、安全点検を行う(規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない(規則29条)

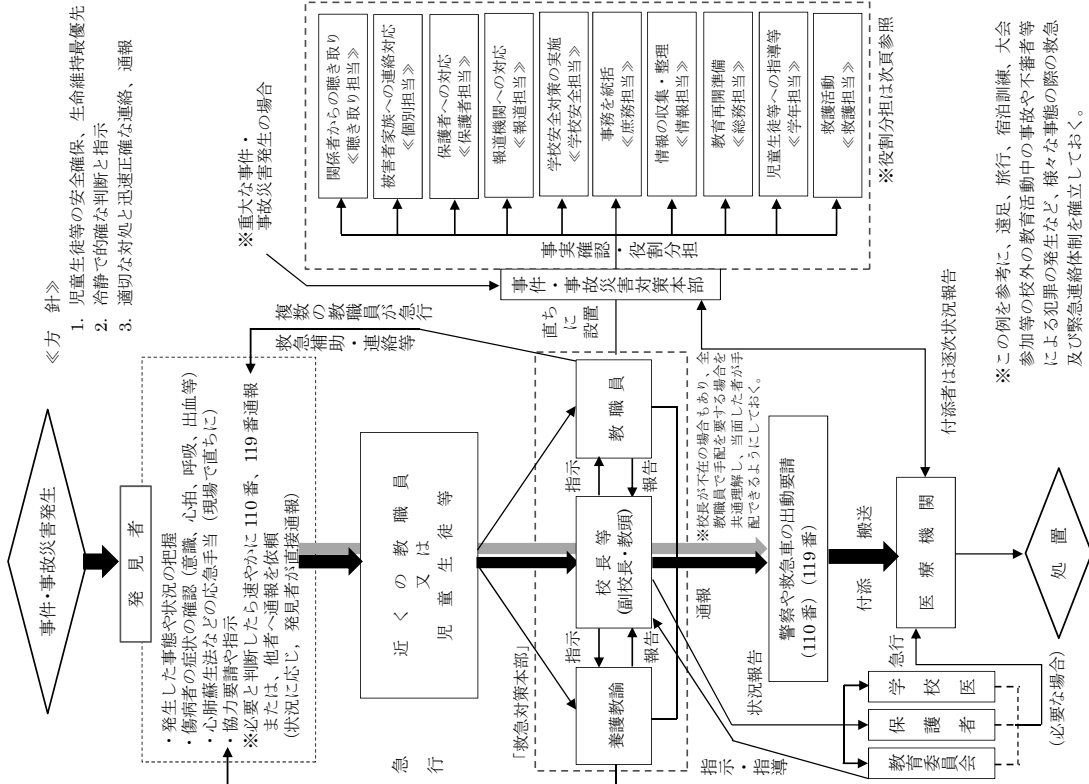
(2) 安全点検のポイント

- 定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するために、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。
- 臨時の安全点検は、計画的に実施するものではないが、改修により施設の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。
- 日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。
- 個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。
- 点検作業は、学校管理の一環として、原則として教職員が行うものである。しかし、対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もあるため、判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期又は臨時に専門家による点検を行う必要がある。

※ 例えば、児童生徒等に対する理解や課題についての教職員間の連携、情報共有のやり方など、日頃の教育実践の見直し、点検を行うことは、危機対応訓練にも資するものとなります。

『生きる力』をばくくむ学校での安全教育』より引用

【参考資料2】緊急時対応に関する体制整備 (p7 参照)
《事件・事故災害発生時の対応、救急及び緊急連絡体制の一例》



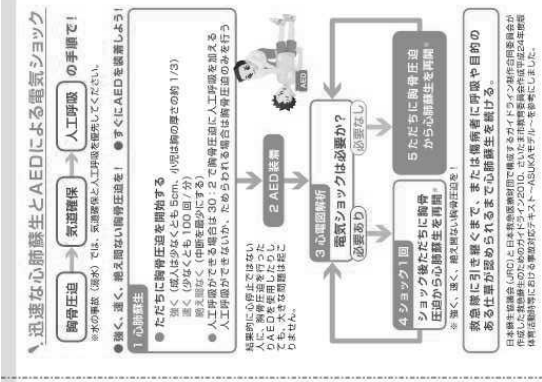
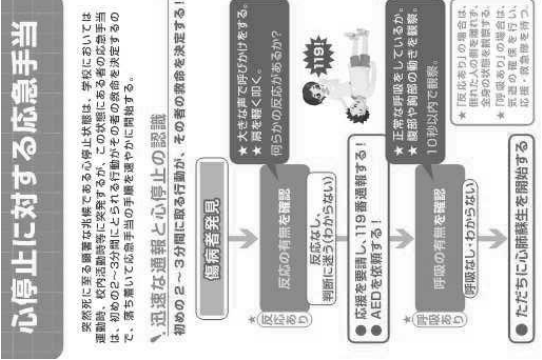
『生きる力』をばくくむ学校での安全教育』を参考に作成

《校内役割分担（事件・事故対策本部）の例》

役割	主な内容	担当者		
		順位1	順位2	順位3
本部 (指揮命令者)	全体の状況把握と必要な指示、掌握			
聴き取り担当	教職員、児童生徒等への聴き取り			
個別担当	被害児童生徒等の保護者など個別の窓口			
保護者担当	保護者会の開催やPTA役員との連携			
報道担当	報道への窓口			
学校安全担当	校長や副校長・教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携など			
庶務担当	事務を統括			
情報担当	情報を集約			
総務担当	学校再開を統括			
学年担当	各学年を統括			
救護担当	負傷者の寒暖把握、心電ショック、心のケア			

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考に作成
 ※ 出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にすることも、事故発生時の役割ごとに担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。

【参考資料3】心停止に対する応急手当（p9 参照）



「スポーツ事故防止ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より引用

※JRC（日本蘇生協議会）蘇生ガイドライン2015の発表により、以下の点に留意する。
 ・ 胸骨圧迫の深さは、5cm～6cmとする。
 ・ 1分間のリズムは、100回～120回/分とする。
 ・ 救助者は、反動がみられず、呼吸をしない、あるいは死戦期呼吸のある傷病者に対してはただちに胸骨圧迫を開始する。心停止かどうかの判断に自信が持てない場合も、心停止でなかった場合の危害を恐れずに、ただちに胸骨圧迫を開始する。
 ・ 救急車を手配するために119番通報をする、消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。
 ※AEDを装着し、心電図解析の結果、「電気ショック不要」の指示が出た場合は、直ちに心肺蘇生を開始する。「電気ショック不要」は、心肺蘇生が不要という意味ではないので、誤解しない。

《死戦期呼吸（あえぎ呼吸）とけいれんについて》

- 突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがある。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要である。
- 心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したとしても、大きな問題は起こらない。『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信が持てない場合は、胸骨圧迫とAEDの使用を開始する。

(ASUKA モデル：平成24年さいたま市教育委員会編)

【参考資料4】事故発生直後の役割分担（p9参照）

《《傷病者発生時に必要となる役割分担の例》》

AEDの手配等	心肺蘇生を含む応急手当	救急車の要請	保護者への連絡	児童生徒等の誘導	救急車の誘導	記録

※ 現場の指揮命令者は、応援のために事件・事故発生場所に到着した教職員に、上記の役割分担を指示し、対応にあたる。

《《救急車要請（119番通報）時の5つのポイント》》

1. 火災・救急の別「救急です。」とはっきり言うこと。
2. 場所所在地は、正しく、詳しく言うこと。目印となるビルや公園、交差点なども伝えること。
3. 事故等の状況「それが」「どうしたか」を正確にわかりやすく言うこと。
4. 通報者の氏名連絡先「私の名前は、〇〇〇〇です。電話番号は、△△△-□□□□です（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。）」と通報者を明らかにすること。
5. 携帯電話による通報の場合、携帯電話にはらくの間は、電源を切らずに現場の近くで安全な場所にいること。（再確認する場合がある。）

「総務省消防庁防災情報室」作成資料を〔救急〕に限定して作成

【参考資料5】第1報報告様式例（p10参照）

学校名	
被害児童生徒名	年 組 氏 名 (男・女)
病状・死因等	
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
事故発生場所	
災害発生状況 (具体的に記載)	
災害発生に対して 学校のとった措置 状況(応急手当や医療機関への搬送等)	
その他参考 となる事項	
連絡先	
報告者	

【参考資料6】記録用紙の例（p14 参照）

《個人の記録用紙の例》

1. 被害児童生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。
 (例：○日前から頭が痛いと言っていた、○日前の体育の授業で頭をぶつけた等)

時系列 (覚えていければ 時刻を記入)	自分が いた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員への対応等の) 見たこと、聞いたことを、覚えていられる限り、全て記載してください。

《時系列での記録用紙の例》

事故発生日：平成 年 月 日 ()
 被災児童生徒名： 年 組 氏名 _____ 記録者 ()

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する。(対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。

〔記録に当たったときの配慮事項〕

- 時系列で記録
- 正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
- 簡潔書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

【参考資料7】遺族等への関わり（p21 参照）

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。

遺族へのかかわり

- 遺族へのコンタクトを急いでください。校長は校長として、担任は担任としての対応が必要ですが、連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置くことが望ましいです。
- 自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとるようしてください。
- 遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫してください。引き続き遺族と話し合いを続けてください。
- 亡くなった子どものきょうだいへのサポートは学校の大切な役割です。きょうだいか他校にいれば他校との連携が必要になります。息の長いサポートをしてください。

通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認し、その上で、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。ただし、葬儀への子どもへの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。
- 学校の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者や子どもに知らせます。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列してもらうこととなります。

葬儀後のかかわり

- 葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないうるかもしれませんが、その子どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとってつらいことではないでしょうか。
- 遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします。しっかりと受けとめてください。専門的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラーなどと相談の上で、専門機関等を紹介または情報提供してください。
- 学校にある遺品については遺族と話し合ってください。もちろん、返却しますが、子どもたちとも話し合った上で、記念になる物をいくつか教室におかせて欲しいと申し出してみるのも1つの方法です。クラスでの子どもへのかかわりは6で解説します。
- 同級生が亡くなった子どものことを大切にしてくれることは、遺族にとって意味のあることではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのごとで子ども達から前向きな提案があれば、遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」から引用

《遺族等への関わり（ヒアリングより）》

校長が、「学校は、預かったお子さんは絶対に、預かった時のままで返さなければならぬ」という強い信念を持っていたため、事故が起きたときも、「何も隠さない」とにかく誠実に対応するしかない」という、毅然とした保護者対応を、事故当初から行った。
(学校)

事故が起こった場合、その事故をなかつたこととにできれば一番よいが、それができない以上、「何が起こったのか」という経緯を保護者に正確に伝えるということが、せめて学校にできることだという信念の基、決して学校側の都合で事実をねじ曲げたりせず、正直にありのままを伝えた。
(学校)

当該生徒が亡くなった後も、「卒業まで学校に通ってもらおう」「全ての生徒と同じように扱う」という校長の方針が、学校内に徹底されていたため、遺族がいつ学校に電話をしてどの先生が電話に出られても、すぐに誰だか分かってもらえた。また、進級しクラス替えをしても、当時の担任の先生のクラスの生徒として、クラス名簿にも名前を入れてもらっていた。
(被害生徒の保護者)

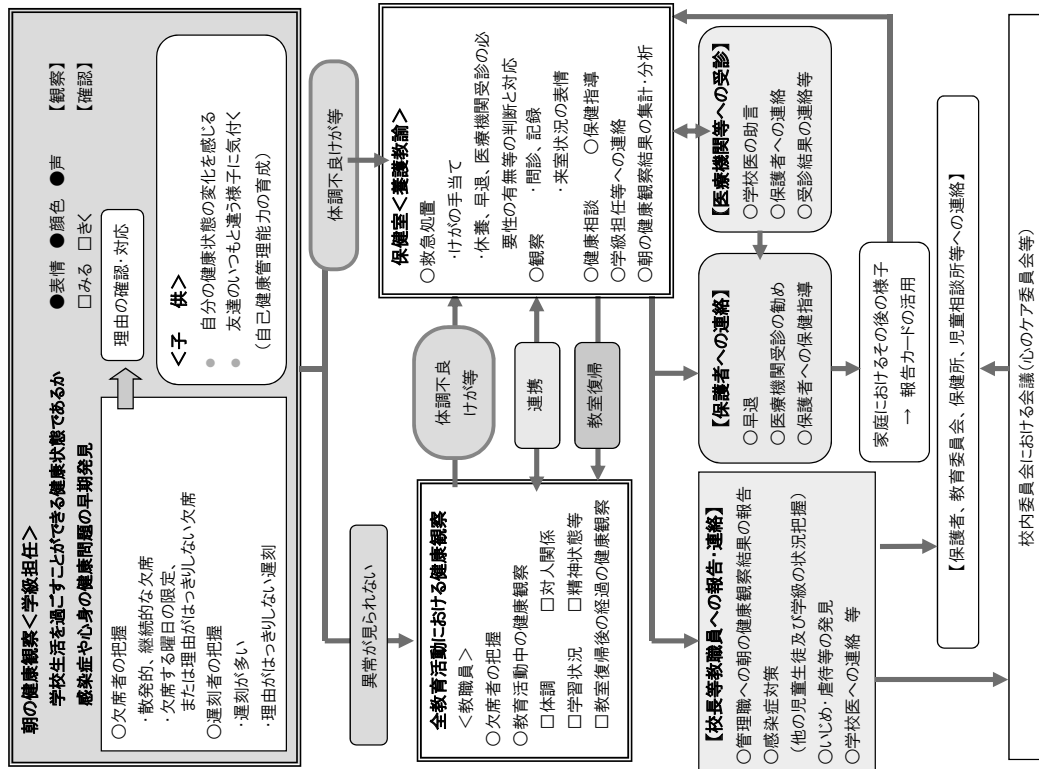
被害者遺族との関わりでは、事故後の丁寧な対応も大事だが、普段（事故以前）から信頼関係を築けていたことも重要であった。事故後は、何度も御自宅に足を運んで御遺族とコミュニケーションを取ることを心がけ、誰かが必ず訪問して、御遺族の様子を共有する等チームで対応した。
(学校・学校の設置者)

部活動中の事故であったため、部活動の緊急保護者を開催して監督から状況報告を行った後、部活動の保護者会と連携し、保護者会の役員を通じて御遺族とのやりとりやサポートなども行われた。また、部活動のＯＢや指導者等がお参りに向う等、御遺族への支援、交流が続いている。
(学校・学校の設置者)

部活動中の事故で重度障害を負い、長期入院となったが、回復し復学となった際には、部活動の顧問であった先生が担任を引き受ける等、学校側が復学にあたっての良好な環境・体制をしっかりと構築してくれたため、当該生徒も学校に居場所を感じて、その後の学校生活を送ることができた。
(被害生徒の保護者)

※（ ）はヒアリング対象者

【参考資料8】 子供の心のケアのための健康観察（p23 参照）
《健康観察のフローチャート》



「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」により引用

《〈危機発生時の健康観察様式（例）〉》

年 組 氏名 (記入日:)
 記入者:

調査項目	対 象	危機発生時			その他の 疾患・障害
		日 常	知的障害	てんかん 自閉症	
食欲がない					
眠れない					
眠気が強い、うとうとする					
体の痛み (頭が痛い、おなかが痛いなど)					
吐き気がする					
下痢をしている					
皮膚がかゆい					
家に帰りにたくない					
学校に行きたくない					
怖いことや心配事がある					
落ち着かない					
ぼんやりすることが多い					
イライラしている					
元気がなく、意欲が低下している					
ハイテンションである					
余り話さなくなった					
物音に過敏になる					
人が違ったように見えることがある					
こだわりが強くなる					
発作の回数が増える					
パニックの回数が増える					
体重減少あるいは急激な体重増加					
薬の服用ができていない					
いつもの様子と違う(記述)					
その他					

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、あてはまる項目に○印を記入します。「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入します。「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入します。
- ※ 日常もこの用紙を使用する際は、「日常」の欄が、記入済みとなります。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、■の欄の項目を特に注意深く観察してください。障害に際して出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。また、必要な項目があれば、随時追加してください。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要です。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討します。

「学校における子供の心のケア・サインを見逃さないために」により引用

《参考文献》

〔学校安全全体に関するもの〕

- 学校安全参考資料「『生きる力』をばぐくむ学校での安全教育」
(平成 22 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

〔防犯に関するもの〕

- 学校の安全管理に関する取組事例集 学校への不審者侵入時の危機管理を中心に
(平成 15 年 6 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校における防犯教室等実践事例集
(平成 18 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-
(平成 19 年 11 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集-学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に-
(平成 23 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

〔防災に関するもの〕

- 学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」
(平成 25 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き
(平成 24 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

〔突然死等に関するもの〕

- 学校における突然死予防必携-改訂版-
(平成 23 年 2 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx

〔食物アレルギーに関するもの〕

- 学校給食における食物アレルギー対応指針
(平成 27 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
- 学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
- 学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

〔体育活動時の事故に関するもの〕

- 学校における体育活動中の事故防止について(報告書)
(平成 24 年 7 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- 体育活動時等における事故対応マニュアル~ASUKA モデル~
(平成 24 年 9 月 さいたま市教育委員会)

- <http://www.city.saitama.jp/003/002/011/p019665.html>
スポーツ事故防止ハンドブック
(平成 27 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>

〔いじめ・自殺に関するもの〕

- 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)
(平成 26 年 7 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
(平成 22 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1292763.htm

〔心のケアに関するもの〕

- 子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-
(平成 22 年 7 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm
- 学校における子供の心のケア-サインを見逃さないために-
(平成 26 年 3 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm
- 子供の心のケアのために(保護者用)
(平成 27 年 2 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355565.htm

〔保育事故に関するもの〕

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ
(平成 27 年 12 月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(平成 28 年 3 月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
の活用について（依頼）

「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第29条に基づき各学校で作成が義務付けられており、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しておりますが、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が成立し、新たな避難情報として避難勧告が廃止されたことなど、状況の変化を踏まえ、危機管理マニュアルの適切な見直しが急務となっています。

さらに、平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校においては、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられておりますので、該当する学校におかれては、遅滞なく確実に対応する必要があります。なお、別添写しのとおり、6月8日付3施参事第10号での調査結果を受け、当該計画の作成や避難訓練の実施の状況につ

いては、別途確認させていただく予定です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省ではこの度「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成しました。

本ガイドラインは「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

○「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111(内線2670)
E-mail: anzen@mext.go.jp

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果をお知らせするとともに、水害・土砂災害対策の実施について重要なお願いをするものです。必ず確認をお願いします。

写

3 施参事第 10 号
令和 3 年 6 月 8 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各国公立大学施設担当部課長
各国公立高等専門学校施設担当部課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

野 口 健

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

石 塚 哲 朗
(公印省略)

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び
水害・土砂災害対策の実施について (通知)

近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校においても甚大な被害が発生しています。また、学校における水害・土砂災害対策は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等によるソフト面の対策と、施設整備によるハード面の対策の両方から実施することが重要です。このため、浸水想定区域^{*1}・土砂災害警戒区域^{*2}に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられた公立学校を対象として、水害・土砂災害対策の実施状況調査を初めて実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

この調査結果によれば、ソフト面の対策について、いまだに、水防法や土砂災害防止法^{*3}により義務付けられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っていない学校が見られます。このような学校においては、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (令和 3 年 6 月)」^{*4}を参考に、今年度中に速やかに避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づいた避難訓練を確実に実施する必要があります。学校安全所管課においては、本調査で未作成・未実施であった学校に対し、避難確保計画 (各学校の危機管理マニュアルが、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められている事項を満たしていれば可) の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練や防災教育の実施について指導願います。さらに、各学校における避難確保計画の作成状況や、避難訓練等の実施予定についても、速やかに確認願います。

また、ハード面の対策については、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育

活動の早期再開等に支障のないよう、例えば、老朽化対策に合わせて、「学校施設の waters・土砂災害対策事例集（令和3年6月）」^{※5}を参考に、学校設置者が主体となって waters・土砂災害から学校を守る取組や、防災担当部局等の要請に学校設置者が協力し、watersから地域を守ることに学校が貢献する取組を検討していただきますようお願いいたします。また、「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）」^{※6}を参考に、施設・設備の点検や重要書類等の保管場所の検討をお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

※1 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、都道府県知事が指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと（水防法第14条、第14条の2、第14条の3関係）

※2 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項関係）

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

※4 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

(QRコード)



※5 学校施設の waters・土砂災害対策事例集（令和3年6月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

(QRコード)



※6 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

(QRコード)



(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付施設防災企画係

電話：03-6734-3184

メール：bousai@mext.go.jp

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

電話：03-6734-2670

メール：anzen@mext.go.jp

令和5年度学校安全総合支援事業
実践事例集

令和6年3月発行

問合せ先：福岡県教育庁教育振興部義務教育課
〒811-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3911（教育相談室）

